

第145回鳥取県都市計画審議会
議 事 録

(平成27年7月24日)

鳥取県都市計画審議会

1. 出席者（10名）

里見泰男、猿澤美鈴、谷本圭志、辻富美子、張漢賢、
徳嶋靖子、濱田香、坂本昭文、門脇京子、木谷清人

2. 欠席者（6名）

遠藤宏子、片木克男、金山耕平、佐々木秀明、島林昌子、
藤縄喜和

3. 説明のため出席した者

県土整備部 山口次長、技術企画課 福政課長、六條室長
生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 前田室長

4. 傍聴者

なし

5. 事務局

技術企画課 岩田課長補佐、川原係長、和田土木技師、寺岡土木技師

6. 開催日及び場所

日 時：平成27年7月24日（金） 午後1時30分から午後3時30分まで
場 所：県庁特別会議室（議会棟3階）（鳥取市東町1-220）

7. 会議次第

（1）開会

（2）議事

議案第1号 鳥取都市計画道路の変更について

議案第2号 岩美都市計画道路の変更について

議案第3号 琴浦都市計画区域の変更について

議案第4号 琴浦都市計画道路の変更について

（3）閉会

8. 会議議事

13:30 開会

(岩田課長補佐) それでは定刻となりましたので、只今から第145回鳥取県都市計画審議会を開催いたします。委員の皆さまにはお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まず、本日ご出席いただいております委員の皆さまの出席者数でございますが、10名ということで全委員16名の過半数以上の出席となっており、当審議会が成立していることをご報告いたします。なお、会議の進行上、出席委員のご紹介は省略させていただきます。お手元に委員名簿と配席表をお配りしておりますので参考にいただければと存じます。それでは審議に先立ちまして、鳥取県県土整備部理事監の山口がご挨拶申し上げます。

(山口次長) 皆様方、こんにちは。大変お暑いです、第145回の都市計画審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。お昼のニュースですと、もうすでに33℃を超えているということで、今日は東部も西部も何か猛暑日になるということで非常に暑い日になるかというふうに思っております。先日、台風が抜けたあと7月20日にようやく梅雨明けいたしました。鳥取県地方、結果今からみてみますと、雨降ったのかなという感じもしておりましたが、鳥取でほしい平年の8割強、それでちょっと西部の方に参りますと米子、境港と7割弱と若干やっぱり雨が少なかったのかなと思っております。先日台風11号鳥取県抜けたはずですけども、何か台風が来たのかどうか分からないような天候だったかと思えます。何か次の台風とかで、日本海側こう回ってくるんじゃないかという話もございますけども、これから県当局といたしましても、梅雨明け以降本格的に今年度の地方創生に向けた動き、そして国土強靱化に向けた動きを加速させてまいりたいと思っております。

こうした動き、非常にやっぱり鳥取県においても大事なことだと思っておりますし、特にやはり県の骨格を成します高速道路関係、こういった道路を、ネットワーク関係を結びますもの、こういったものについては、引き続きしっかりと対応していかなくちゃいけないものだと考えておるところでございます。本日の都市計画の審議案件、ただいま申しましたこの高速道路に関係するような案件が3件と、鳥取市内の道路関係1件でございます。1件目の鳥取市の都市計画道路の変更でございますけども、昭和の8年に元々都市計画されたもの、これがようやく平成21年になって事業化されたわけでございますが、この事業区間の延伸に伴います変更のご審議をお願いしたいと考えてございます。やっぱり都市計画って非常にやっぱり長いスパンをもって、そしてまちづくりに合わせてやっていくんだということがございますけども、やはり世の中、社会状況の変化、いろんな変化がございます。こういったことに伴いまして、新しいまちづくりに向けた変更ということでお願いしたいと思っております。

それから、議案の2つ目が、岩美の都市計画道路と書いていますけども、いわゆる岩美道路、地域高規格道路、岩美道路でございます。これは山陰近畿自動車道、鳥取から京都府の宮津までここを結びます、いわゆる自動車専用道、これを鳥取県の方から今兵庫県側に向かって鋭意工事を進めておるところでございますけども、こちらの方も来年、いや、今年度末には浦富インターまで延伸ができるのかなと思っておるところでございます。このあたりも工事の進捗等に伴いまして、一部現地での測量の結果、都市計画との変更の相違が出ましたのでその変更を実はお願いしたいというものでございます。それと3点目、4点目が琴浦都市計画変更に係るものでございます。これは、これまで従前、東伯の都市計画、赤碕の都市計画、いわゆる市町村合併の前、それぞれの市町村の方での都市計画決定であったものを、今回、琴浦町として1つのかたちにさせていただこうというものでございます。これも1つのきっかけは山陰道がやっぱり開通をしたということで、やっぱり琴浦の町として大きく1つの発展をしていきたいと。じゃ、それに合わせてやはり琴浦の都市計画にすべきじゃないかということでの変更でございます。本日こういうふうな4本ということで、非常に盛りだくさんの案件ではございますけども、どうぞ委員の皆さまにおかれましては、忌憚のないご意見をいただくと同時にご審議をお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(岩田課長補佐) そうしますと、会議資料の確認をさせていただきたいと思っております。お手元の資料で次第、委員名簿、配席表、議案概要と議案説明資料ですけれども、カラー刷りのものでございます。鳥取都市計画道路の変更、岩美都市計画道路の変更、琴浦都市計画区域の変更、琴浦都市計画道路の変更でございます。それと報告事項として、大規模集客施設立地誘導条例に基づく意見聴取の経過という以上6種類ということでございますけれども、資料の不足や印刷が不明瞭なものがございますでしょうか。はい。ないようですので、それでは会議を進めさせていただきます。議長の谷本会長、進行の程よろしくお願ひいたします。

(谷本会長) 皆さま、こんにちは。改めまして、暑い中ありがとうございます。本当に暑くてあれですね、今年特に冷夏であるとか言われていたりとか、あと実際涼しかったのかなと思うんですけども、良くも悪くも涼しい分だけ暑い日は体が追い付かずに今日もぜひいながら門脇委員と辻委員とこの会場まで来たんですけども、体もなかなかついていけないような時期かもしれませんけども、しっかりとご審議いただければ幸いです。鳥取においても特に道路の話があるという話がありましたけれども、今日たまたま鳥取の歴史の授業が鳥取大学であって、私じゃないですけども、資料いただいて、その中の表現と言いますか、こんな話があって、皆さんもよくご存じでしょうけど、鳥取県は幕末、石高というんですかね、加賀32万石とか、要するに税収ですね、GDPと言いますかね、今で言うと。全国で12位、13位であるそうなんですけども、

今は最下位ということですね。その原因の1つがやっぱり鉄道とか道路にあるんじゃないかというのは、実はよくよく言われていることなんですけど。ということで、やっぱりまだ遅れている、そういう整備が遅れている地域ということもあって、そういった観点でも今日、ぜひ慎重にご審議をいただければ幸いと存じます。よろしくをお願いします。

では、審議に先立ちまして、いつものことですが、議事録の署名委員を指名させていただきたいと思います。徳嶋委員と濱田委員を指名させていただきますけども、よろしくをお願いします。はい。じゃ、早速ですけども、議事に入りたいと思います。それでは議案第1号として、立川甕山線ですね、字が難しいですね、について説明を事務局でお願いいたします。

(六條室長)

はい。失礼します。都市計画室長の六條と言います。説明の方をさせていただきます。よろしくをお願いします。お手元の方に資料があると思いますが、こちらの方、パワーポイントで示させていただきながら説明の方を進めていきたいと思います。まず、議案1鳥取都市計画道路の変更についてでございます。3・5・17号立川甕山線というところでございます、議案の概要、路線名、位置、延長、道路規格と代表幅員、車線数というふうでございます。詳細については、このあと説明させていただきますが、この中で変更になりますのは代表幅員12m、これが現在11mから12に広がるというところでございます。冒頭の理事監の方から説明もありましたが、この都市計画道路につきましては、こちらの下にありますように昭和8年の6月に当初決定されております。すでに鳥取のまちづくりの中に位置付けられているというところでございます。それで今回変更しますのは、この3,670mのうちの910m区間でございまして、この910m区間の鳥取市内寄りの区間につきましては、平成21年に幅員の方を14mというようなところになりまして、現在事業を実施しているというところでございます。

こちらが位置図になります。鳥取市内の方から立川大橋というところがございまして、こちらから、こちらを起点としまして鳥取市国府町のこれが国府中央橋というところですが、近くに国府中学校とかあるところですが、ここまでの間3,670mが全体の区間でございます。このうち今回変更しようとするのは、こちらの旗揚げがしてありますところの910m区間というところでございます。現在のこの区間の状況ですけれども、こちらの写真にありますとおり人家が連坦しております。また、歩道の方が設置されていないというところ、またバスが、バス路線となっておりますが、バスが1台停まりますと中央線までぴったり全く余裕がないというところで、対向車が来ますと追い越しもできないというようなところで、ちょっと円滑な交通が妨げられていると。また、自転車も当然通りますけれども、こちらを越そうとするとまたセンターラインをオーバーしてしまうというような、ちょっと危険な状態も見られていると。ま

た、交差点におきましては、右折レーンがありませんので右折車が止まりますと、そこで渋滞がまたこう起きるといような状況が現在ございます。

変更の概要ですが、先程写真でも説明しましたように、人家連坦部で交通量が多いと、それで一部区間片側にしか歩道がないというところで安全な通行が確保されていません。また、各交差点に右折レーンが設置してないというところで、円滑な通行が確保されていないと。それで現在の都市計画決定の計画というのが、旧道路構造令に基づいたものでして、計画幅員が11mというふうになっております。それで、これらを解消するために、現行の道路構造条例、こちらに準拠しまして、計画幅員を14mに広げて右折レーンと歩道を計画して都市内の交通を円滑に処理するということと、地域の安全を確保するといような目的で変更するものでございます。では、変更の詳細について順を追って説明をさせていただきます。まず、道路名の名称の変更でございます。この冒頭に付いております3・6・4ないしはこの3・5・17というのは、道路の種別ですとかというようなところでございまして、まず最初のこの3についてですけれども、道路の種別、例えば自動車専用道路、幹線街路、区画道路というようなところで道路の種類によって番号を付すものでございまして、今回は幹線街路でございますので3番という番号が付きます。次にこの2つ目の数字ですけれども、これは規模を表す数字でございまして、道路の幅員ごとに番号が付されるというところで、大きな幅員になればなるほど数字は小さくなるというような数字の付け方になっております。それで今回ですけれども、全体延長が3,670mほどあるこの内訳なんですけれども、元々この今回変更する箇所が11mというところで、この3,670mの内訳として、この幅員別の延長をずっと足し上げて、一番延長の長いところを代表幅員とするというような取扱いになっております。現行でいきますと、この11mのところの延長910と970を足しまして1,880mというところが、一番延長が長いというところで代表幅員を11mというふうにしておりましたが、今回、変更する箇所11mを14mに広げるといところになりますと、こちらの元々の14mの420mと910mこちらを足し合わせまして、1,330mとなるんですが、12mという区分の延長が1,370mあります。というところで、代表幅員としてはこの1,370mの区間の12mといところになります。今回変更しますのは11から14といところですが、代表幅員は12になるというところをご注意いただきたいと思ひます。というところで、12mですので、こちらの12m～16m未満のところ、この5とい数字がここに入ってくるというところになります。

最後、この数字については、3・5と付く都市計画道路の通し番号という格好になりますので、この鳥取計画区域内の3・5という区分でいきますところの17番目の道路という扱いになります。それで次に、幅員の変更についてご説明させていただきます。今回はこの910m区間を11mから14mに広げるという

変更でございます。まず、一般部につきましてです。現行の11mの道路の幅員の中の内訳というところですね、3mの車道が2車線、路肩が1m、それから歩道が1.5mと、両側に設置しまして合計が11mという計画になっております。それで、現行の道路構造条例に準拠しまして、歩道の幅を今回2.5m、1m広げると。また、路肩についてはコメントにあります但し停車帯というものを設けてまして、これ、両側設けて合計14mという計画を考えています。交差点につきましては、この歩道2.5mは固定した状態。それでこの残り、残り見ますと、この内側の9m、この中で右折車線と直進車線上下りに路肩を設けた格好、この中の9mの内訳を変えたというかたちで右折車線を設けております。

それで道路の区分です。今回の道路のこの区間につきましては、全国一斉の交通量調査であります平成22年のセンサス、こちらから24時間交通量9,200台というものをまずちょっと頭に入れといていただきまして、まず道路の区分としては自動車専用道路とそれ以外の一般道路という分けがあります。それから道路の存する地域で地方部と都市部と、こういう分けがあります。それで今回の地域ないしは道路の種類につきましては、一般道路で都市部というところでやはり4種という道路になります。4種の下に級という今度は分けがありまして、これにつきましては各種ごとに交通量ごとに分けまして級が決まるというかたちになっております。今回は24時間当たり交通量9,200台というところで、こちらの中にありまして、第4種の道路ということで第4種第2級という道路の区分になります。先程、内訳の中にありましたこの停車帯の計画についてです。都市部の第4種の道路につきましては、停車帯を設けることということがあります。ただし、自動車交通量の中で大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合については1.5mまで縮小することができるというところ、但し書きがございます。

今回の箇所につきましては、昼間交通量12時間当たり大型車の混入率が7.3%というところ。全国の主要地方道、一般県道の平均値というものが12.7という数字があります。半分ぐらいの値というところで混入率が低いと判断しまして今回1.5mの停車帯を採用しています。それで停車帯については、自転車の交通処理のための幅員といったような機能もございます。ということで、停車帯を設置しまして今回走行性の向上を図るというところと、あと近年自転車と歩行者の交通事故、こういったものが多発していることを考えまして、停車帯を設けてそちらで自転車を通行させるというところで歩行者と自転車を分離して安全性の向上を図ることとしております。

次に歩道の計画です。今回も鳥取県の都道府県の取扱い方針、こちらのフローに従いまして幅員の方決めております。今回の箇所につきましては市街化区域内であるというところ、また、自動車交通量は12時間当たり1万台を超えていないというところで、こちらの有効幅員3m以上の自転車歩行者道というところ

ころに下りてまいります。先程ちょっと申しましたとおり、停車帯による自転車交通の分離ということをしておりまして、今回につきましては歩道というところで2mの歩道に施設帯50cmを加えまして、歩道幅員を2.5mというのを採用しております。下の図-2につきましては、これ両側か片側かというフローでございますが、今回につきましては自転車、歩行者自転車通行量というのは相当数ではないんですが、通学路の指定がされているとか、地域の必要性、こういったものを考えまして歩道は設置しますということにしております。また、歩道幅員の考え方はこちらの上にありますとおり、歩道のみというところにしておりますが、小学校や中学校また医療機関など、こういった公共施設が両側にあると、また民家なども両側にあるというところで今回は両側の歩道を計画するというところでございます。

次に平面計画についてでございます。今回の910m区間、途中に大きな市道の交差点が2ヶ所ほどございます。というところで区間を①、②、③というふうに分けてそれぞれで計画を考えております。まず、市内寄りの区間①についてですが、こちらにつきましては、この図面でいきますと上が北側になりますが、この南側にすでに歩道の方が出来上がっております。というところで南側の道路と民地との境界から基準にしまして北向きに14mの幅員を取るという計画にしております。これによりまして、現在の都市計画道路なんですけど、これはこの左側を右側を見た横断面図面になります。それで現在の都市計画道路の11mというのは青の旗揚げしてあるところでございますが、実はこの都市計画決定してある区域の南側、こちらにすでに歩道が出来上がっております。というところで、この道路はこの歩道をそのまま使うというところで、ここから14mを確保するというところになりまして、実際の拡幅自体はここ、この辺からこの赤の線までということになりますので、1mないしは2mぐらい北側に拡幅するという計画になります。

続きましてこの中央部分の390m区間についてです。こちら側につきましては先程の区間①、こちらからの連続性を保つというところ、また、北側の拡幅、南側の拡幅、あるいは両側の拡幅、こういったものを比較して支障となる家屋の数ですとか、用地買収になる面積ですとか、そういったものを比較いたしまして、支障となる物件件数が一番少なくなる南側への拡幅というものにしております。それで、同じく左側から右側を見た横断面図面になりますが、こちらについては、今あります決定されているこの都市計画道路11mを南側にも広げるというところで、今回の計画に変更することによりまして北側の家屋はずっとかからないようになるところもあるというようなところでございます。続いて区間の③についてでございます。こちらにつきましては、この一番東側になります岩倉交差点、こちらのところを、現在滝山桜谷線という、こちらが街路事業をしているんですけれども、整備をされているところでございます。この整

備の中で今回変更する箇所の終点になる交差点、こちらの方の改良も進めているところでございます。それでこの計画と合わせるといところで、また、先程の区間②のところと法線を合わせるといったようなところ、こういったところを考えまして直線、道路線形を直線にするといところで安全性、走行性に優れるというようなところで、ここの区間については両側拡幅としております。現在の都市計画決定との比較になります。現在の計画に対しては両側の拡幅というふうなかたちになります。

関係者への説明状況でございますが、平成27年1月～4月にかけて沿線住民の皆さま、また各地区の自治会の役員の皆さま、説明の方をささていただきまして以下に示すようなご意見もいただきましたが、おおむねの了解が得られております。意見につきましては計画全般についてですとか、道路の構造、施設について、また、電線の地中化の話、消雪パイプの話ですとか、賛成、反対、要望等さまざまなご意見をいただきましたが、ご理解いただけますよう丁寧に対応しながら事業を進めていきたいというふうに向っているところでございます。関係機関との協議、縦覧の状況でございます。まず、都市計画法につきまは地元の市であり、また施設管理者、市道の管理者であります鳥取市と協議を行いまして異存ないと回答をいただいております。また、その他の法令につきまして道路法、文化財保護法、こういったところにつきましても協議の方は進めておりまして、現時点で行っておくべき調整は全て終えております。27年6月9日～23日までの15日間、この案を縦覧いたしました。閲覧者はなく意見書もございませんでした。今後の予定でございますが、8月に都市計画決定の告示、今年度は測量、詳細設計、用地測量を進めまして、28年度から実際、用地補償ですとか、31年度からは工事に着手したいというふうに向っているところでございます。以上、よろしくご審議お願いいたします。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。私もちょっと行ったことあるんですけども、そのように狭いところでして、バスが走っていたり、さっきの写真1みたいに、民家が密集しているという、そういうところ。それで、ご提案は基本的に拡幅をするというふうなことですね、どうですか。お気づきの点等ございましたらご発言いただければと思います。いかがでしょうか。

(徳嶋委員) すみません。ちょっと図面の見方が、私がちょっとよく分からなくて質問なんですけども、平面計画、スライドの14枚目とか16、18あたりの凡例で追加と書いてある赤いところはこの区間①で見るとなんか歩道が今あるとこだと思うんですけども、何が追加になるのかなという。

(六條室長) そうですね、現在の道路からいきますとここ、ここの図面でいきますと、現在の道路がこのあたりからこのあたりまでです。それで、ここいきますとこの追加というのはですね、今決定している都市計画道路、現況の道路とは違いまして、都市計画道路というのは決定してあるんです。それとの比較で実際に

今の決定に比べられるとここが広がると、ちょっとややこしいんですけども。

(徳嶋委員) 整備済みの今ある歩道自体は、そのまんまで、全体的に何というんですか、何が聞きたいかって、歩道自体は変わらないんですね、今ある歩道の幅とかというのは変わらないんですね。

(六條室長) そうですね、ここの区間につきましてはこちらの歩道はそのまま使って、それで今ある車道自体を若干こちら側に寄せて、それでこちら側に歩道もつけると、新たに、新しい歩道がこの青いところからここまでになりますね。ちょっと現況自体はちょっと広めの幅が出来ているんですが、ここの植栽帯だと思うんですが、これは廃止して、ええ。

(徳嶋委員) すいません。このあたりをよく通るのですいません、ちょっとどんなふうに変わるのかなと思ってお訊ねしました。ありがとうございました。

(谷本会長) 結構区間によって違うんですよ。

(六條室長) そうですね。

(谷本会長) うん。私もちょっと確認してきたんですけども、ややこしい区間になるんですけど。あと、当たり前ですけど区間①、②、③で今のその平面計画、平面構成の立て方が違うとか、それぞれ違うから①、②、③と区分してご説明いただいているんですけども、当たり前ですけど、道路①～③としてぼこぼこの道路になるわけじゃないんですね。

(六條室長) はい。全体の幅が14mです、どの道路も。

(谷本会長) そこは大丈夫ですね。

(六條室長) はい。

(谷本会長) 今も狭く行きづらいと思っているんですけど、そこもよくなるという理解でいいですかね、ありがとうございます。はい、その他いかがでしょうか。はい、お願いします。

(里見委員) すいません。説明者、関係者説明の現状ということで、結構関係者からきつい意見が出るなどと思って、一番初めの23年前に家を建てる際に云々というのは、道路計画は承服できないというこの分の回答のその後の関係者への説明みたいなことはやっているのかどうかと、もしその関係者の説明の状況の中で、下の段の真ん中辺になるべくスケジュールを可能な限り早く教えてほしいということが、県の回答の方で平成29年度中工事着手を目指しているという回答があるんだけど、今後のスケジュールを見ると、そういうのが31年度からというようなことになって、その辺の後説明みたいなのはしたかどうかをちょっと聞かせてください。

(川原係長) 今、ここにお示ししているこの説明会以降は、改めてこの方たちへの説明会はしておりません。それで、今後ですね、都市計画決定がなされると今度は、実際にこの詳細設計に入ってきます。それで、そうすると実際にまたそれぞれどれぐらい土地がかかりますよという具体的なことが出てきますので、そのあ

たりをお示ししながらご協力いただけるように努めてまいりたいというふう
に思います。

(里見委員) 結構厳しい意見だ、承服できないというのは。

(川原係長) そうですね。ええ、やはり延長も長いのですので、

(里見委員) うん。

(川原係長) 全てのかたに快く納得していただけるかという点ですね、中にはやっぱりち
ょっといろんな過去の経緯もありますので、

(里見委員) ですね。

(川原係長) その辺根気強くご理解いただけるように進めてまいりたいと思います。

(谷本会長) 特に最初の承服できないというかたは、ちゃんと見ますと 23 年前に同じよう
な事情で移転をといたので気持ちはよく分かるんで、

(里見委員) 道路から離れて移転しているのに、

(谷本会長) そうですね、そうですね。

(里見委員) それは、怒るわいな。

(谷本会長) ええ。だからきちんとそういう経緯を踏まえていろいろご説明であったり、
生々しいことで補償であったりとか、そういうような丁寧な対応をしていただ
くことが必要なんだろうというふうに思いますので、この辺はこのケースのみ
ならず、ある意味不可避免的に発生するような問題だとは思いますが、個
別の事情、よくご存じでしょうけども、配慮していただいて対応していただ
ければなと思っております。他はいかがでしょうか。じゃ、1つ私ちょっと確認
したいのが交通量のところなんですけども、9,200、24 時間交通量ですね、そ
れの1級、2級のちょうど何と言いますか、ぎりぎりというか、交通量が増え
たら1級に上がるようなところにあるんですけども、その辺の場所、将来予測
ですよ、おそらく大きなバイパスとか、高速道路があるわけではないのでそ
うそう増えるというか、あと人口減少のことも考えてこの辺は減っているのか
なという気もするので、とは思いますが、県としての見解はどういうふう
に。

(六條室長) 10年、20年ぐらい前のその道路を計画する際には10年後の交通量とかそう
いったものをこう見越して当然増える時代だったんですけども、そういうもの
で設計はしていましたけれども、現在ですね、ここ数年で言いますとだいたい
現況の交通量、これを1つの数字と扱って将来の予測というか、将来の交通量
でという計画では、今はやってないというところかなと思います。

(川原係長) 先生がおっしゃられるように、この人口減少の中を踏まえますとですね、劇
的にこれがぐっと増えていたりとかすることは考えにくいと言いますか、現状
がちょっと下がるんじゃないかなという感じはします。

(谷本会長) この辺は、産業道路が近くにボンと通っていますので、そっちの規格を超える
ような道路にはならないと思いますので、そういった意味では大きく変わる

というか、こっちが増えるということはないのかなというふうには勝手ながら思うんですけど、おおむねそういう理解でいいんじゃないですか。

(六條室長)

はい。

(谷本会長)

じゃ、その辺も大丈夫ですね。はい、ありがとうございます。はい、他お気づきの点ございますでしょうか。はい、お願いします。

(猿澤委員)

すいません。関係者説明の状況②のところ、その消雪パイプは残してほしいという関係者の意見から、県の回答が消雪パイプ、除雪が可能となるということでその消雪パイプはなくなるということでしょうか。

(六條室長)

なくなります、はい。

(猿澤委員)

それと道路に雨が降ったりとか、雪が降ったりするとその道路の排水とかもちょっと気になるんですけど、その辺の対策というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(川原係長)

今回、道路の整備と併せまして道路の排水関係ですね、雨水の抜けるものとか、その辺もきっちり計算しましてその規格に合ったものを設置するようにしておりますので大丈夫だと思います。

(谷本会長)

ちなみに消雪パイプってあれですか、結構これはこれでメンテナンスが大変ですよ。

(川原係長)

そうですね。

(谷本会長)

詰まったりしますよね。ちょっと別のところでまたどんな維持管理費用がかかるのかとか聞いてみたいような話でもあるにはある。いや、お答えいただいてもいいですけどもせっかくですのでもしあれば。なかったらちょっと別なので、論点ずれますので。

(川原係長)

維持コストですか。

(谷本会長)

いや、分かんなかったらいいですよ。

(川原係長)

すいません。ちょっとどれぐらいかかっているかちょっと把握してないですけど、コストはかなりかかっているということは聞いているんですけども、具体的にいくらかかっているというのは、すいません、ちょっと今資料がありませんが。あと、まちなかですんで水跳ねとかが、歩行者とかやっぱり多いところですので、そういう影響も考えますとやっぱり除雪の方がいいのかなと思います。

(谷本会長)

うん。確かにそうですね、歩行者があんまりないところはそういう対応でいいと思うんですけども、ここは本当に小学生、中学生、高校生が通るようなところですから、うん、よく考えたらそうかもしれませんね、おっしゃるとおりかもしれません。はい、ありがとうございます。他はよろしいでしょうか。

(張委員)

ちょっと。

(谷本会長)

はい、お願いします。

(張委員)

本件と直接というかちょっと調査の方法について伺いたいんですけども、

歩道計画では自転車歩行者交通量というのがありまして、ちょっと勉強不足なところですけども、最近自転車が aumentando いろいろ厳しい面というのがあると思いますが、こちらの例えば自転車歩行者交通量というのは自転車歩行者別々で合計して加算したものか、あるいは実際どういうふうにしたものであるとか、今後の計画に関しては調査方法についてどうなるのかというのをちょっと考えていたんですね。

(谷本会長) 分かりますかね、自転車と歩行者それぞれの交通量が何ぼあってとか、今後特にその自転車交通、自転車と歩行者の錯綜とか問題になっている中で、ひとまとめにして何台ということではなくって分けた方がいいんじゃないとか、今日そのものを、この案件そのものに関することというよりは少しそういう、基準とかの段階ですね、取扱いとかその考え方ということのご質問かと思いません。

(六條室長) ちょっといい答えになるかどうか分かりませんが、この自転車と歩行者の交通についてはそれぞれ別でカウントしております。はい。今のこの道路ですよ、張先生言われたのは自転車歩行者交通量が 1,500 人・台というような括りになっているのを分けた方がいいかどうかということはそのままでいくのか、たぶんそういった趣旨だと思うんですが、これについては現在のいろいろ自転車と歩行者の事故が多いといったような状況、こういったところも実際にこう考えて、このフロー自体を見直す必要があるのかどうか、こういったところは考えていきたいなと思うんです。はい。検討する必要はあるのではないかとこのように思っております。

(谷本会長) この辺は、道路構造令から全部下りてきていると思うんですけども、そういったこととか、あと他の県とかもこんなふうに考えているだとか、自転車の事故が最近やっぱりよくよく法制化のこともあって目にするケースもありますので、場合によってはそういう検討も必要かもしれませんので、また別途必要に応じてご検討いただければありがたいなと思います。はい、他はよろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。では、そうしますと議案 1 につきましては原案どおり可決ということにさせていただきますよろしいでしょうか。

(全員) はい。

(谷本会長) はい、ありがとうございました。では、可決決定いたします。続きまして、資料 2 に基づきまして議案第 2 号の本庄東浜線について説明をお願いいたします。

(六條室長) それでは、議案の 2 岩美都市計画道路の変更についてご説明をさせていただきます。議案の概要でございます。路線名、位置、延長、道路規格、代表幅員、車線数、いずれも今回につきましては平成 22 年の 2 月に当初決定したものでございまして、この中の変更はございません。それで、今回は、当初の航空写真測量に基づいて机上で設計をしたもので 22 年に都市計画決定をしております。

すが、実際に事業に入りまして現地の方を測量したりですとか、地質の調査、こういったものを行いまして、実際に造る道路の細かい設計、詳細設計を行っております。これが当初の都市計画決定と相違が生じたので、今回内容変更をしようとするものでございます。大きくは地形条件に配慮した道路の法線の修正ですとか、施工性を考慮した橋梁構造の変更などでございます。その道路の大きな位置付けといったものです。地域高規格道路鳥取豊岡宮津自動車道、最近では通称としまして山陰近畿自動車道というふうに呼んでおります。鳥取県の東部、兵庫県の北部の但馬、京都の北部の地方生活圏を連絡いたしまして、鳥取自動車道などとの連携によって、広域的な循環ネットワークを形成する120kmの自動車専用道路でございます。今回の1・5・1号本庄東浜線はこの道路の一部区間を担うものでございます。鳥取県内につきましては、すでに供用開始しております国道9号の駒馳山バイパス、それから兵庫県との県境部にあります東浜居組道路、これを結ぶ5km余りの道路というところでございます。こちらは航空写真になります。今回のその岩美道路につきましては、鳥取市寄りに岩美インター、それから県境の東浜居組道路との接続に東浜インター、中程、岩美町のすぐ役場の近くですけれども浦富インター、両端のものと合せて3ヶ所のインターチェンジを設けまして、3つのインターで出入りを制限した自動車専用道路というところでございます。山林部につきましては、トンネル3ヶ所ございます。また開けた農地につきましては高架形式により通過する構造ということになっております。

今回の変更の位置図です。こちらが西の端部の岩美インター、こちらが中程の浦富インターさらに下に続きまして、東浜インターというところになります。この中でトンネル区間が1ヶ所、2ヶ所、3ヶ所ございますが、それぞれのトンネルの坑口と言いますか、入り口ですけれども、こちらの位置の修正に伴いまして道路の法線と言いますか、センターラインですけれども、こちらの位置が変更になります。これが3ヶ所あります。また、この紫色でこう大きくなっておりましてところが、切土と言います。切土をして道路を通すところです。こちらにつきましては実測によりまして形状が変わって、道路となる区域が変更になるというようなところ。また、橋梁区間につきましては施工性や経済性を考慮しまして、橋の長さですとか、橋のタイプ、こういったものを変更しております。

まず、区域の変更についてでございます。当初の都市計画決定のときには、これは左側から右側を見た横断面図面になりますが、当初の決定のときの実際の自然の山がこういった細い線の斜面になっております。それでここにちょうどこの下の平たいところが道路の路面になるんですが、この路面を造るために山をこう切り込んで切通しをつくるという計画になっております。

実際に、詳細に現地の方、測量しましたら、当初の地形よりもこの太い線の

ように地形が変わっているというところになりますと、元々造るこの道路の位置は変わりませんので、ここから地面まで、ぶつかるところまでの位置、こういったところが元々この上だったところが下に下りてくるというところで、この区域が縮小されると。また、こちらにつきましては区域が広がるというようなところで、都市計画道路の区域の幅が変更になるという部分になります。それで、こちらの平面図でいきますと、この赤く付けているところが追加する区域、黄色のところは縮小される区域というふうになります。

次に道路法線の変更です。これはトンネルの入り口のところの位置、これを変更するために法線自体が変わるというものです。当初の計画ではこの黄色い部分が、トンネルが通るといふようになっておりました。それで、トンネルのこちらの入り口側から見たこれが写真になるんですけども、当初はこの黄色い部分からトンネルが入っていくというような計画にしておりました。このトンネルの坑口、入り口というのは安定上この入っていく筋というのは、山に対して斜めではなくて、この尾根筋こういったものに沿っていくことが望ましいというような設計の基準がございます。これは斜めに入っていきますとトンネルにかかる力というのがこう、どう言ったらいいんでしょう、片側に寄ってしまうというようなことがありますので、なるべく均等に力がかかるように尾根部、尾根筋に沿うことが望ましいというふうになっているものです。それで今回尾根というのがこの等高線でいきますとこう、先にこう出ているところ、この線をこう通ったところが尾根筋になるんですけどもこちらの方に元々横から入ってきたものを、こちらからぶつけたというところで、こちらに法線を変更しております。他のトンネルにつきましても同じような考えで法線の方を変更しております。

続きまして、構造物の変更ということになります。当初の設計ではなるべく橋というのは短ければ短いほど安上がりになるというようなかたちがありますが、今回につきましては、当初こういうかたちで橋を短くしたんですけども、それに伴いまして橋台と言いますか、下を支える台がかなり大きいものに、高さの高いものになっているというところがあります。今回の計画、詳細に計画する中におきましては、橋のこの長さが伸びるんですけども、橋台の高さ自体が、こちらは今度は低くなると、と言いますのも元々の両側のこの地形がこういうふうに斜めになっておりますので、橋が短いと高い橋台がいるんですけども、長ければ低い橋台ですむというような計画の違いがあります。それで、これらをこの橋の長さ、上の桁と下の構造、こういったもの全体で経済比較とか施工性とか、そういったものを比較しまして、今回のこの橋梁につきましては当初 15mの橋梁から 51mの橋梁に計画を変更するというふうにしております。この道路の横断面構成でございます。国道ですので道路構造令、国の基準に基づきまして設計しております第1種第3級という自動車専用道路の地

方部の道路というところで、これらの種類につきましては、現在決定されているものと変更はございません。

関係者への説明でございますが、こちらにあります本庄地区、浦富地区を初めとします7地区への説明、またその他地区外地権者等への個別説明を行いまして、おおむね異論はございませんでした。関係機関との協議ですが、都市計画法に基づく協議、国土交通省または岩美町いずれも異議ない旨、回答をいただいております。また、その他の法令としまして道路法ですとか、河川法・砂防法といったものがありますが、いずれも現時点で行っておくべき調整の方は終わっております。本案につきましては6月9日～23日までの15日間、公衆の縦覧に供しましたが閲覧者はございませんでした。意見書の提出もありませんでした。今後のスケジュールですが8月に都市計画の決定の告示を行いまして、平成30年代前半に全区間の方は供用を開始したいと。鳥取市寄りの岩美インターから浦富インターまでにつきましては、今年度末の供用を目指しているというところでございます。以上、よろしくご審議のほどお願いします。

(谷本会長) ありがとうございます。本件は計画がどんどん進んでいく中で具体的な、細かな調査をかけるとマイナーな修正とか、当初聞いたこともない修正が出てきますということで、その具体的な、どういう修正をしたいのかというそういうことです。ということで、根本的にいけないとかいう話は恐らくないような案件だと思いますけども、ただその合理的な説明があるのかないかとか、そういう観点で疑問を持たれた場合には、またいろいろご指摘いただければ幸いですと存じます。いかがでしょうか。ないでしょうか。はい、お願いします。

(坂本委員) 今後の詳細設計とかいろいろ進めていく中で、土質によるトンネルの坑口というんですか、そういうものの変更とかそういうことはあるんですか。

(六條室長) トンネルの変更というのは今のところはないと思いますが、例えば、切土のところ、土の固さによっては、法面の角度が寝たりですとか、起こしたりとかいうことがありますので、そういった変更は出てくる可能性はあるかもしれません。

(坂本委員) そういうことがあったときはまたその変更をかけるわけですか。

(六條室長) そうですね、これからの変更につきましては、おおむね道路がほとんど出来上がった時点、もうこれ以上変更はないですよという時点での、今の状態の清算みたいな変更というか、そういったものが出てくる可能性はあります。その都度を行います。

(坂本委員) はい。

(谷本会長) はい、他ないでしょうか。よろしいでしょうか。特になければ基本的には必要な変更だとは思いますが、この原案の可決ということでよろしいかなと思っておりますけども、よろしいでしょうかね。

(全員) はい。

(谷本会長) はい、ありがとうございました。はい、じゃあ、議案第2号については可決決定いたしたいと思えます。ありがとうございました。続きまして、議案第3号ですね、琴浦都市計画区域について説明お願いいたします。

(六條室長) はい。では、議案の3琴浦都市計画区域の変更についてご説明させていただきます。琴浦町につきましては、平成16年に市町村合併をしております。合併以前に旧東伯町、旧赤碕町の各々で都市計画区域を指定しています。山陰道とかの供用開始など交通環境の変化を踏まえまして、町の方から区域の一部拡大したいんだというような意向の申し出がございました。町の合併後に1つのまちとして一体的に発展しているというようなところで、今回2つの都市計画区域を合併するというところがまず1つ。さらにその交通の変化、交通環境の変化によりまして、今後開発等が進展する可能性のある南の方の光好地区、こちらにつきましては総合的な整備、開発及び保全のため地区の一部8haを都市計画区域に追加で指定するものでございます。現在の都市計画区域の指定状況でございます。琴浦町、青柞の中で東側の東伯都市計画区域、こちらが昭和46年に1,407haで当初決定されております。旧赤碕町の方につきましては昭和31年705.7haということで、こちら側に決定されております。こちらの区域を合併して名称も変更しまして琴浦都市計画区域ということにして指定をするものでございます。

区域の合併ですが、都市計画区域の指定をするにあたりましては、基準というものがございます。こちらにあります5つの項目いずれかに該当する場合に都市計画区域として指定することができるということでございます。今回はこの赤で記述しております1番、こちらの人口要件、こちらの方に適合しているという結果としてなっております。行政区域変更が1万8,531名ということで人口が1万人以上であるという基準をまずクリアしていると。さらに商工業その他の都市的業態に従事する者の数が全就業者数の50%以上であること。琴浦町につきましては、1次産業、2次産業その他就業人口の計が9,432人、この中で商工業その他都市的業態2次、3次につきましては7,240人というところで割合が76.8%になります。50%以上を満足しているというところで今回指定の基準を満たしているというところでございます。

最近の都市環境の変化等につきましてはですが、この琴浦町のちょうどこの海側にありますが、山陰道の東伯・中山道路、こちらが平成23年の2月に供用を開始しております。こちらが山陰道になります。それでこれに併せまして琴浦東インターチェンジ、ここからのアクセスとしまして主要地方道東伯野添線のバイパスが、これも同じく、同じ日に道路の供用を開始しております。それで今回都市計画区域として拡大しようとするのは、このバイパスのちょうど南の端にあたります、この光好地区というところでございます。写真を見ていただきますとわかりますように既存の集落とそれ以外は田園地帯というようなど

ころでございます。これがちょっと拡大した図面ですが、この薄い青い線こちらが東伯野添線のバイパスのここ終点になります。それで現在の都市計画区域がこの赤線がこう来まして、ここからこの青い線、こういった格好になりますが、この上側が都市計画区域というところになります。こちらが右下に写真がついておりますが、同じくこの赤い線と、この青い線をこうくると回したところ、それで今回道路がこう来まして、この道路を使って山陰道にちょうど乗っかれば、ちょうど交通のアクセスも非常にいいというようなところで、このあたりの開発といったものがちょっと危惧されるというところがございます。今回この紫の部分を追加しまして新たな都市計画区域界としてはこの赤いライン、ここまでを都市計画区域としようとするものでございます。

都市計画区域を指定することによります効果ですが、無秩序な開発を抑制し、計画的なまちづくりが行われる。都市環境の保全のために公共下水道などの整備が可能となる。またこれらの目的の達成のために下のような規制が行われます。具体的には都市計画法 29 条の開発許可というものがございます。建築物の建築等の目的で一定規模以上の区画形質の変更、いわゆる造成工事ですね、こちらを行う場合に知事等の許可が必要になるというところです。都市計画区域に指定していない場合ですと 1 万㎡以上ですが、こちらが 3,000 ㎡以上まで申請対象面積が引き下げとなります。建築基準法の建築確認申請、これにつきましては、現在は申請の義務がございませんが、申請が必要になるというところになります。国土利用計画法の土地売買の届出、これにつきましては国土利用計画法の中で土地利用基本計画こういったものがございまして、この中では都市地域、農業地域といったような 5 つの地域に土地が計画、利用しようというような計画に区分されております。一定規模以上の土地売買取引が行われた際に、それらの土地がその土地利用基本計画で計画されている区分どおりに土地利用されるかどうか、こういったものを確認するために届出をしていただくようになっております。都市計画区域ではない場合ですと、1 万㎡以上から届出が必要ということですが、都市計画区域指定によりまして 5,000 ㎡以上で届出が必要ということになります。その他都市計画区域の指定によりまして都市計画税というものが徴収できるようなことになっておりますが、琴浦町については、課税はされていないということでございます。

地元関係機関との協議状況ですが、新たに区域として指定される下光好地区住民を対象に 2 月 21 日に参加者 13 世帯、16 世帯中ということで説明会をしましたが、異論はございませんでした。関係機関の意見聴取につきましては琴浦町、国土交通省共に同意をいただいております。なお、都市計画区域の指定については案の縦覧、意見書の提出、こういった制度の規定はございません。今後のスケジュールですが、8 月に国土交通大臣の同意の協議を行いまして 9 月に指定を行いたいというふうに考えております。引き続きよろしいでしょう

か。

(谷本会長) 議案4番のところですか。

(六條室長) はい。

(谷本会長) もしいけるんだったらお願いします。

(六條室長) はい。関連しますので議案4についても引き続き説明させていただきます。

議案4 琴浦都市計画道路の変更につきまして、1・3・1号東伯淀江線外、県決定案件に係る琴浦都市計画区域内の道路を変更しようとするものでございます。議案の概要、先程の議案3の都市計画区域の合併に伴いまして、東伯・赤碕各々の旧都市計画区域において決定されました県決定の道路、都市計画施設について変更を行おうとするものでございます。この辺につきましてはすでに都市計画決定されている区域や構造に変更はございません。名称の中に、都市計画区域名、番号、位置、車線の数、こういったものが決定されているんですが、合併に伴いまして変更するもの、また2つの都市計画区域の道路ですので重複がある場合にそれを解消するもの、市町村合併によりまして町名は当然変わりますのでその変更をするもの、そういった内容でございます。それで、実際の変更ですけれども、区域が東伯または赤碕から琴浦に変更になる、さらにこの3・5・1号につきましては番号が重複しますので、違う番号に付け替えると、一連の番号のものに重複回避、合併することによりまして旧町名から琴浦町への町名の変更、それから車線数につきましては、これまで決定されておりましたものに車線数というのが決定されていないものがございます。これは、近年の法改正によりまして車線数を決定しなさいという決定事項になっております。最近変更しておりますこういった1・3・1号東伯淀江線などはすでに車線数が定まっておりますが、近年変更とかしていない未決定の都市計画道路につきましては、今回車線数を、元々こういったもので幅とかを決定しておったんですが、はっきりと明示させるという変更でございます。

地元関係機関との協議状況でございますが、今回の都市計画の変更にあたりましては、変更内容が名称の変更等の形式的なものでありまして、意見を聴取する意義が薄いといったこと、また変更を行うことによる地権者の皆さまへの私権制限、こういった状況に変化は全く生じないというところ、都市計画法の第16条に必要があると認めるときは公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとするというところで、今回は必要ないだろうと判断しまして実施をしております。関係機関の意見聴取、協議状況ですが、国や関係する町、道路管理者の国土交通省、鳥取県、琴浦町いずれの機関とも異存ない旨の協議を終えておるところでございます。都市計画の案につきましては6月の2日～16日まで15日間、縦覧を行いました、縦覧者2名で意見書の提出はございませんでした。

今後のスケジュールでございますが、先程の都市計画区域の合併と併せまし

て8月に国土交通大臣協議、9月の告示で都市計画決定を行いたいと考えております。以上よろしくご審議をお願いします。

(谷本会長) はい、ありがとうございます。資料3、4も一括でやっていただきましたけども、内容は、琴浦町の合併を踏まえて2つのこの旧赤碕と旧東伯ですかね、この2つの都市計画が合併したいというのが1つですね、2つ目が山陰道並びにそれに接続するバイパスの開通に伴い、今後その整備、開発が予想される地区に関しては都市計画区域に追加指定をしたいという。それとあと、そういうことと関連して名称等ですかね、名称と、位置と車線の数か、これを変更したいというようなことですね、ということになります。どうしようかな、どの点でも結構ですね、ちょっとご質問ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

(里見委員) どれでもいいですか。

(谷本会長) はい、お願いします。

(里見委員) 都市計画区域の拡大②という分ですけども、赤い線が新たな区域に入ってくる、道路の反対側に赤い線が引いてあるんですけど、何か意図があるのかなと思って。普通は道路跨いで何かするんじゃないかなと思うんですけども、道路の右側というか東側というか、そこで線を引いている何か意図みたいなもんがあったら。

(谷本会長) この線ですか。

(里見委員) ええ。

(川原係長) これが、字界になります。

(里見委員) そうなんだ。普通なら道路入れるでしょう、一般的には。

(川原係長) そうですね、必要な場合は入れるんですけども。基本はやっぱり分かりやすくと言いますか、どこまでが区域に入っているか分かりやすくするために。

(里見委員) 字で。

(川原係長) 字ごとに入れるということになっています。

(里見委員) そうか。

(谷本会長) 分かりました。それも含めて地域のかたからは特に何にもないですね。

(川原係長) そうですね、はい。

(谷本会長) はい。他、お気づきの点はありますか。はい、お願いします。

(木谷委員) この区画地域の拡大の②のところの地図を見ながらですね、考えているんですけども、②のところ見ながら考えているんですが、この都市計画区域を拡大することによって、何が問題になって何が良くなるか、良くなることは分かりまして、規制がかかるこの3,000㎡というのがあるって、それで、3,000㎡というと、だいたい田んぼが3つぐらいかな。3区画ぐらいですか、ぐらいが3,000㎡ぐらいになるのかな。それで、これぐらいの開発のときにちゃんとやりなさいよということで、1万㎡ということになるともうほとんどこれ開発、申請し

なくても開発できちゃうんで、そのあたりを規制することを目的に、この都市計画区域に組込んだのだろうか、なんだろうかというのは、あるいは、いや、この周辺を整備したいから都市計画区域に組込んだとか、目的がちょっとなんかこうぼやけて見にくいのがあるんですね。それで、その辺あたりはどこがきっかけだったのかな。

(川原係長) 今のところですね、具体的に予定されていますのが、下水道の整備、公共下水の整備が予定されております。

(木谷委員) 承知しました。そこが聞きたかった。

(谷本会長) 住民が何をするのがいいのかというのをちゃんと。そうでしょうね、大きいでしょう。ただ、こういう全体の話はもう住民のかたも理解されていて、すごい期待がかかっているということと、それからまたメリットのような話は当然理解されているんですね。異論はないということですね。

(川原係長) はい。

(谷本会長) はい、他はいかがでしょうか。すいません、私、資料4の車線数のところがちょっと気になっていて、車線数いきなりボンと決められるものなのかなというふうに思っていますね、これは幅員が決まっているから車線数が決まるというそういうロジックですか。幅員はあれですね、変更はしないということで、2ページの方に、スライドの2ページのところに×が付いていますが、それに基づいて一応機械的に当てはめますよという、そういうことでよろしいですか。

(六條室長) 当初計画決定したときにも、標準断面図と言いますか、そういった断面図はありまして、そこにはっきり2車線の絵が描いてあるんです。その決定当時ですね。そのときの車線数をそのまま持ってきたと。一応絵は、当初もあった。

(谷本会長) じゃあ、その絵の位置付けですね。それを決定とするのかしないのかの違いで、だから実質的にはもう過去に決まっていたことを読替えるということですから、じゃあ、分かりました。ただ、実態に即して結果云々という議論は多分残るとは思うんですけども、その辺は今日審議すべきなのか、またその熟度が上がった時点で議論をするのか、どのような考え方なんですか。

(川原係長) おっしゃられるように、当然また事業が始まろうとするときに、再度その変更は現在の構造令なりそういう規格に見直しをしながら進めていくことになりますので、その都度また対応しながら変えていくことになると思います。

(谷本会長) 今日は基本的には琴浦町を一括で。

(川原係長) 一括で、はい。

(谷本会長) そうすることに伴って、番号が基本的に変わると。

(川原係長) そうです。

(谷本会長) それに付随していろいろ決めなきゃいけないこともあるということで、その形式をまず整えたいということまでだということですね。

(川原係長) はい、そういうことです。

- (谷本会長) すいません。はい、お願いします。
- (坂本委員) 合併して10年以上経つわけですけど、ずっと放っとして、今回新たに琴浦都市計画区域ということでしておられるわけですけども、あんまり合併というようなことについてのこの都市計画区域の見直しとか変更というようなことは義務付けられてないわけですか。
- (六條室長) ですね。特段の支障はございませんので、すぐに合併しなきゃいけないというのはないです。
- (坂本委員) じゃあ、光好地域とか何とかいうところを今回入れるということで、改めて見直ししていこうということになったということですね。
- (六條室長) そうですね。1つのきっかけではあります。
- (谷本会長) 基本的には合併したらやっぱり一体的にやってくるというのはあるとは思いますが、ただその判断はやっぱり市町村に委ねたいということ、基本的にそういう、県としてはそういうスタンスなんですか。
- (山口次長) はい。例えば米子も大分合併しましたが、やはり淀江はまた別にしていこうとか、やはりまだまだ合併して10年でもやっぱりそれぞれ地区でも事情もございますので、そういったかたちで踏まえつつ各市町村の判断、住民の判断を尊重していきたいと考えております。
- (里見委員) 単純な疑問なんですけど、赤碕と東伯の都市計画区域の間というのはつながっているの。
- (六條室長) つながっています。
- (谷本会長) 地図で見ると薄皮1枚ぐらいが、あるんでしょうね。
- (山口次長) はい、9号線がありますので、ちょうど旧市街地を含めて。そのあたりは一連になってございます。
- (谷本会長) はい、でもつながっているのとつながってないのは全然物質的には違いますから。
- (山口次長) ちょっと意味が大分違います。
- (谷本会長) はい、他よろしいでしょうか。ございませんでしょうか。はい、特にないようでしたら第3号議案と第4号議案につきまして可決といたしたいと思えますけど、いかがでしょうか。
- (全員) はい。
- (谷本会長) はい、ありがとうございます。それでは可決決定いたしたいと思えます。ありがとうございます。審議はこれで終了となります。じゃあ、以降の進捗を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。
- (岩田課長補佐) はい。それでは事務局の方から報告事項が1件ございます。第143回と144回の当審議会において、ご審議いただきましたUFO吉方店の立地に伴う大規模集客施設立地誘導条例に係る意見聴取につきまして、当審議会の答申を得たあとの知事意見の修正など経過についてご報告いたします。

(前田室長) 失礼します。住まいまちづくり課の前田です。よろしくお願ひします。前回と前々回、2回にわたりましてこの件につきましてご審議いただきましてありがとうございました。その後の経過につきまして、簡単にご報告させていただきたいと思ひます。座って説明させていただきます。前回の審議会におきまして、その後答申をいただいております。その中身といたしまして届出、施設の立地を制限することはできないと考えるが、関係住民は依然として届出施設の設置に不安を抱いておられると。こういうことから地域とどう共存するか促すような柔軟で踏み込んだ内容であることが望ましいという答申を、審議会の方からいただいております。それを受けまして、6月29日付けで、お手元に公告があると思ひますけれども、そこに記載しておりますように、この都計審の答申を受けた内容に沿ったようなかたちにさせていただいておりますけれども、条例上ですね、関係住民が求める遊戯施設の設置措置、これに対しては取るべき措置はないだろうということをおまづ言わせていただいております、そうであっても関係住民さんの不安が未だに払拭されていない状況にあるということでございますので。

(谷本会長) すいません、多分その資料が、

(前田室長) 渡ってないですか。

(谷本会長) ないのではないのかなと。委員の皆さん、ありますか。

(事務局) ～資料配付～

(谷本会長) すいません。

(前田室長) はい、ではすいません。画面でちょっと見にくいと思ひますので、お配りしている資料見ていただければと思ひますけれども、先程お話ししましたように、条例としてはこの計画を止めるという措置はできないだろうということで、そうであっても関係住民さんがまだ不安が払拭されていない状況にあるということでございますので、設置届出者と住民との間で引き続きですね、対話を重ねて実施していただくということと、それでもって双方が妥協できる方策を見出せるように努力を払われるようにということをお願いいたしました。それと共に、地元に対する地域貢献活動を実施するということをお願いしたという内容でございます。これを受けまして、その後住民さんと設置者との間で何度か説明会と意見交換会を実施されております。この都計審の答申を受けた知事意見の変更、それから県議会と市議会の部分、請願なり陳情なりというものが出ておまして、その審議結果の方も、今の内容とだいたい同じような内容で意見が出ております。この状況を受けまして、住民側の方も建設については容認という姿勢をとっておられます。その前提で、さらには計画に係る要望事項等がございましたので、その辺の議論がもう少しまだ続いているという状況ではございますけれども、一番のネックになっておりましたのが、背の高い建物になりますのでどうしても日陰の問題が出てきます。そういったことで住民さんの方

からその辺の建物の移動ということにつきまして、かなり要望がございまして、それをくみ取るようなかたちで北側の方に 10m程度当初より移動させたということになっております。

それでこれをもって、住民さんの方も容認ということになったわけでございますけども、あとですね、建設に影響のない範囲での要望事項等が少々ございます。その辺の話を今詰めているということで、最終的には双方で協定書を結んで今後も話し合いを続けて建設後も地域貢献を含めた話し合いを進めていくと、続けていくということで話がまとまりかけているところでございます。一応8月上旬には建設の方に着手というような話になっておりますので、一応解決の方向には向かっているというところでございます。以上でございます。

(岩田課長補佐) 只今の報告について、ご意見などございましたらお願いいたします。

ございませんでしょうか。はい。それでは今後の日程について説明申し上げます。まず本日ご承認いただきました議案1号鳥取都市計画道路の変更につきましては、8月中旬までに都市計画決定告示をする予定です。次に第2号、議案2号岩美都市計画道路の変更、議案3号琴浦都市計画区域の変更及び議案4号琴浦都市計画道路の変更につきましては、法律による国土交通大臣のご同意をいただいた上で、9月頃には都市計画決定告示をする予定です。続いて、次回第146回でございませけれども、当審議会の開催予定についてでございます。これにつきましては、おおむね9月頃の開催を予定しております。後日、日程調整に関するご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、議案としましては、国道9号北条道路の関係でございませますが、北条及び大栄都市計画道路の決定、倉吉都市計画道路の変更の予備審議などを予定しているところでございませ。ご多用中とは思いますが、ご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

最後ではございませけれども、本日7月24日をもちまして、当審議会委員をご退任される委員の皆さまをご紹介させていただきます。本日ご出席いただいております第1号委員の木谷委員、里見委員、それと本日欠席ではございませけれども第3号委員の藤縄委員、第4号の委員の佐々木委員、以上の4名の皆さまでございませ。ご退任の皆さまにおかれましては、ご見識を遺憾なく発揮していただき、長い期間熱心なご議論をいただきました。改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

(退任する委員一同) ありがとうございます。

(岩田課長補佐) それでは、これをもちまして、第145回鳥取県都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(全員) ありがとうございます。